



子ども手当 に関するお知らせ



市では現在、子ども手当の支給に向けた準備を進めており、今月下旬に対象者のご自宅へ手当の申請書等をお送りする予定です。今回は制度の概要についてお知らせいたします。

なお、今回のご案内は平成22年度の内容であり、平成23年度以降については未定です。

*子ども手当とは…

平成22年4月から新しく始まる制度です。

手当の趣旨	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了前までの児童を養育している方を対象に、手当を支給するものです。
対象年齢	中学校修了前（15歳到達後最初の3月末まで）
手当月額 （1人当たり）	13,000円
所得制限	無し

*子ども手当を受けるには？

*保護者から所定の申請手続きがないと支給されませんので、新たに申請となる方は認定請求書を、手当額が増額となる方は額改定請求書を提出してください。

*請求者は、保護者（原則的には父か母）のうち生計を支えている方が対象です。

*提出先は、請求者の住所地になりますが、請求者が公務員の場合は勤務先になります。



平成22年3月31日現在、児童手当を受給していましたか？



はい

いいえ

※中学校2・3年生のお子さんがいますか？

※中学生以下のお子さんがいますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

「額改定請求書」を提出してください。

子ども手当の手続きは不要です。

「認定請求書」を提出してください。

子ども手当の対象外です。

※中学生とは、平成22年4月における新中学生です。



*平成22年4月1日現在、子ども手当の支給要件を満たしている方は、平成22年9月30日までに申請した場合に限り、特例的に4月分にさかのぼって支給されます。

*平成22年4月1日以降に出生した子どもを養育している方、または朝霞市に転入された方は、出生日または転入日の翌日から15日以内に手続きをしてください。転入した月までの分については、前市区町村での手続きが必要になります。

*新中学校1年生以下の子どもがいる方で、平成22年3月31日現在において児童手当の受給者となっている方は、手続きは不要です。ただし、現況届未提出等により、児童手当が差し止めになっている方は、子ども手当の手続きが必要です。



平成22年6月、10月、平成23年2月、6月の各10日（祝・休日当たる場合は直前の開庁日）に支給します。ただし、認定請求書または額改定請求書の提出時期等によっては、6月期の支給に間に合わないことがあります。



支給月	支給内容
平成22年6月期*	4・5月分
10月期	6～9月分
平成23年2月期	10～1月分
6月期	2・3月分

※児童手当受給者については、児童手当の2・3月分を併せて支給します。

◇子ども手当の手続きの方法などは広報あさか4月15日号や市ホームページ等でお知らせする予定です。



問い合わせ／子育て支援課 内線2642・2645・2647 ☎048-463-2834（直通） FAX048-467-0770
 ✉kosodate_sien@city.asaka.saitama.jp